

## 川崎市多摩区社会福祉協議会会員要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会員規程に基づき、川崎市多摩区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に必要な事項を定める。

### (会員の種類)

第2条 区社協の会員は、次のとおりとする。

- (1) 区会員
- (2) 区賛助会員
- (3) 区協賛会員

### (会 費)

第3条 区会員は、毎年度会費を納めなければならない。会費額は別表1に定める。

2 会費は、年会費とする。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

（1）区会員

種別	対象の団体・組織等	年会費
第1種会員 行政関係	区役所	10,000
第2種会員 社会福祉法人		
第3種会員 社会福祉を目的とした公益法人		
第4種会員 自治組織	区町会連合会	40,000
第5種会員 社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	60,000
第6種会員 社会福祉施設	公立・民間社会福祉施設※	入所施設 12,000 通所施設 6,000
第7種会員 民生委員児童委員	区民生委員児童委員協議会	1,200×民生委員児童委員数(4/1現在の委嘱実数)
第8種会員 保護司	区保護司会	1,200×保護司数(4/1現在の委嘱実数)
第9種会員 当事者団体	当事者団体	3,000
第10種会員 ボランティア団体	ボランティア団体	3,000
第11種会員 福祉関係団体・機関	福祉関係団体・機関	6,000
第12種会員 学識経験者	学識経験者	免除

※ 多摩区に所在する社会福祉施設や事業、機関を会員とするが、会費徴収の対象は原則社会福祉施設のみとする。

ただし同一法人の場合3施設分を上限とし、その積算は入所施設を優先する。

また、特定非営利活動法人がそれらを運営している場合は、団体会員扱いとなる法人自身及び社会福祉施設から徴収し、2施設分を上限とする。

なお、社会福祉法人等の公益法人が区内に社会福祉施設を有しておらず、事業、機関のみを運営している場合は、その事業、機関を会費徴収対象とし、その積算は3事業、機関を上限とする。

（2）区 賛助会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う個人等	1口1,000円以上
----------------------------------	------------

（3）区 協賛会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う法人・団体等	1口1,000円以上
-------------------------------------	------------